

郡上市告示第71号

郡上市サテライトオフィス誘致推進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年3月29日

郡上市長 日 置 敏 明

郡上市サテライトオフィス誘致推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、サテライトオフィスの誘致推進及び都市部から市内への企業及び人の移転を促進するため、市内においてサテライトオフィスの入居に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡上市補助金等交付規則（平成16年郡上市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、当該号に定めるところによる。

- (1) サテライトオフィス 市外に本社がある法人又は市外に事業所を有する個人事業主の事務所（物流を中心とした事務所以外の建物並びに小売り、飲食等接客サービスを目的とした店舗を除く。）で、市内に所在するものをいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）、補助事業者、補助率、限度額並びに補助金の額は、別表のとおりとする。

(欠格事由)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平

成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。)第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

- (2) 役員等(役員及び使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者(営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。)をいう。)をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人
- (3) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人
- (4) 役員等が、その属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)を利用している法人
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人
- (6) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している法人(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書(様式第1号)に、次に定める書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 経費所要額内訳書(別紙1)
- (2) 事業計画書(別紙2)
- (3) 建物の場合
 - ア 改修箇所等の写真、建物の全景写真
 - イ 改修計画平面図、位置図
 - ウ 改修工事契約書の写し又は見積書の写し
 - エ 賃貸借契約書(賃貸借の場合)

- (4) 設備導入及び設備リースの場合
 - ア 内訳書、契約書の写し又は見積書の写し
- (5) 構築物整備の場合
 - ア 整備箇所等の写真
 - イ 整備計画平面図（内容のわかるもの）
 - ウ 位置図
 - エ 整備に係る工事等の契約書の写し又は見積書の写し
- (6) 前年度（前期）の確定申告書及び決算書の写し
- (7) 納税証明書（地方税の完納が証明されているもの）
- (8) 法人登記簿謄本の写し（法人のみ）
- (9) 定款（法人のみ）
- (10) 本人確認書（個人事業主のみ）
- (11) 誓約書
- (12) 定款（法人の場合）
- (13) その他市長が必要と認める書類
（補助対象期間及び申請期間）

第6条 補助対象期間は、該当年度の4月1日から3月31日までとし、申請期間も同期間とする。

（交付の条件）

第7条 この補助金は、次に掲げる事項を全て満たしていることを条件として交付するものとする。

- (1) 郡上市内の既存の建物等を利用すること。
- (2) 3年以上サテライトオフィスとして開設すること。
- (3) 本事業に関する工事等は、市内の業者を利用すること。ただし、特段の理由により市長が認める場合は、この限りではない。
- (4) 本補助事業の交付（申請）は、1事業者1回限りとする。

（交付決定）

第8条 市長は、第5条第1項の申請書の提出があったときはその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、サテライトオフィス誘致推進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に速やかに通知するものとする。

(実績報告書)

第9条 実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、次に定める書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 経費所要額精算書(別紙3)
- (2) 支払書類(請求書及び支払いが確認できる書類等)
- (3) サテライトオフィスの完成写真(外観、内観)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、前条に規定する通知書を受理した後、30日以内に補助金等請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

項 目	条 件 等
補助対象経費	<p>サテライトオフィスの開設に係る次の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物改修費（内装工事、OAフロア化等） ・ 設備導入費 ・ 設備リース料 ・ 構築物整備費（看板等） ・ 設計監理費 ・ 建物取得費、土地購入費、外構工事（建物外装、舗装、フェンス工事等）、容易に持ち運びできる備品購入費は対象外とする。 ・ その他市長が必要と認めるもの
補助事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 郡上市外に本社がある法人又は郡上市外に事業所を有する個人事業主。ただし、娯楽業、遊興施設及び宗教法人等は対象外とする。 2. その他市長が必要と認める者
補助率	1 / 2 以内
補助限度額	5, 0 0 0 千円
補助金の額	<p>補助対象経費に補助率を乗じて得た額と補助限度額を比較して少ない方の額（当該額に1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）。ただし、本補助金と同様の岐阜県等他の補助金がある場合は、当該他の補助金を控除した額を補助対象経費とする。</p>